

令和4年度川崎市家庭的保育事業等指導監査における重点事項

本年度の家庭的保育事業等の指導監査は、次の事項に重点を置いて実施するものとする。

1 施設の適正な運営の確保

- (1) 当該施設の職員に適用する必要な規程類を適正に整備し、また協定等の締結を適切に行っているか。
- (2) 当該施設の運営に必要な規程を適正に整備しているか。
- (3) 保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じているか。

2 適正な職員配置及び施設・設備の状況

- (1) 条例等に規定された職員が適正に配置されているか。
- (2) 職員の確保と定着化に努めているか。
- (3) 施設の構造設備が衛生的に管理され、児童の危害防止に配慮されているか。
- (4) 時間外及び休日労働をさせる場合等は、協定を結び、適切に労働基準監督署に届け出ているか。
- (5) 職場におけるパワーハラスメント防止措置が適切に講じられているか。

3 非常災害対策、事故防止等の安全対策

- (1) 条例等に規定されている避難・消火訓練を適正に実施し、消防機関に報告しているか。
- (2) 当該施設の消防用設備について、定期的に点検及び消防署への届出を行っているか。
- (3) 非常災害に対する計画（避難確保計画等）を作成するとともに、防災用の備蓄をしているか。
- (4) 保育中の事故防止のために、必要な対策を適切に講じているか。
- (5) 子どもの出席状況や人数確認などについて、保護者や職員間で速やかな情報共有を行い、人数確認などについて安全管理の徹底を行っているか。

4 人権の尊重

- (1) 保育所保育指針にある「子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人権を尊重した保育」を行っているか。
- (2) 子どもが自ら環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいけるよう保育環境を適切に整備しているか。
- (3) 体罰の禁止について正しく理解し、体罰等によらない子育ての推進に向けた保護者への支援及び保育所内での適切な保育の提供を行っているか。

5 評価を踏まえた計画の改善

- (1) 保育の計画に基づく保育の実施、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組（土曜日含む）により、子どもの状況に合った指導計画を基にして、質の高い保育につながっているか。

6 保育の質の確保・向上

- (1) 職員は職務内容に応じた専門性を高めるために必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めているか。また、施設長は保育の質及び職員の専門性向上のために必要な環境の確保に努めているか。

7 食事の提供状況

- (1) 給与栄養目標量を設定し献立の作成を行い、一人一人の子どもの成長・発達に必要な栄養量を確認したうえで給食を提供しているか。
- (2) 保育所保育指針第3章2にあるように、乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われているか。
- (3) 窒息、誤嚥事故防止について正しく理解し、適切な給食等の提供を行っているか。
(参考：令和3年1月20日消費者庁発出「食品による窒息・誤嚥に注意！－気管支炎や肺炎を起こすおそれも、硬い豆やナッツ類等は5歳以下に食べさせないで－」)

8 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 感染症対策等非常時において、国や自治体の提供する情報を活用し、関係機関との連携を図りながら、適切な対応を行っているか。
- (2) 保育所内での新型コロナウイルス感染症拡大防止について正しく理解し、適切な保育の提供を行っているか。
- (3) 感染症拡大時において、感染症を理由とした偏見が生じないようにする等、子どもの人権に十分に配慮しているか。

9 計算関係書類の適正性

- (1) 各会計年度に作成すべき計算書類が適正に作成されているか。

10 子どものための教育・保育給付費等の適正執行

- (1) 処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱの実績報告書を適正に作成するとともに、職員の賃金改善が適切に図られているか。